

日本てんかん学会 北海道地方会 会則

第1章 名称・事務局

第1条 本会は、日本てんかん学会北海道地方会と称する。

第2条 本会の事務局は、会長の定めるところに置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、日本てんかん学会の北海道支部組織として、てんかん学ならびにこれと関連する学術・学問の進歩向上に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 日本てんかん学会との協力活動
3. 国内の関連諸学会との協力活動
4. その他本会の目的に必要なと認められる事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、次の1~4のいずれかに該当し、所定の手続きを完了した者とする。

1. 正会員

正会員は、本会の目的に賛同し、その達成に協力する医師および医療関係者などで、かつ、正会員1名の推薦を受けた者とする。

2. 名誉会員

名誉会員は、本会のために特に功労のあった者、とする。

3. 賛助会員

賛助会員は、本会の目的に賛同し事業を賛助するため、所定の賛助会費年額1口以上を納める者、とする。

4. 臨時会員

臨時会員は、本会の主催する学術集会に正会員と連名で参加するため、正会員1名の推薦を受け、所定の臨時会費を納める者、とする。

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、事務局に申し込むものとする。

第7条 名誉会員は、正会員から選出され、幹事会で承認を得るものとする。

第8条 正会員及び賛助会員は、年会費を納入しなければならない。

2. 名誉会員は年会費を免除する。

3. 臨時会員は年会費納入を要しないが、参加する学術集会の参加費を納入しなければならない。

第9条 退会

1. 本会の退会を希望する者は、その旨を本会の事務局まで届け出なければならない。
ただし、既納の会費は返付しない。

2. 会費を5年以上滞納した者は自然退会とみなし得るものとする。

3. 会員に本会の名誉を汚す行為があった場合には、幹事会の議決および総会の承認を経て除名することができる。

第4章 役員および職員

第10条 本会の役員は正会員の中から選ぶものとする。

第11条 本会に以下の役員を置く。

1. 幹事 若干名
2. 監事 2名

第12条 幹事は幹事会を構成し本会の会務を分担する。幹事は正会員の中より選任する。幹事の選出方法は別に定める。

第13条 幹事会の中に、会長1名、副会長若干名、事務担当幹事1名、当番幹事1名をおく。

第14条 会長は、幹事会において幹事の中より選出される。会長は本会を代表し、会務を総理する。

第15条 副会長は、会長が幹事より指名する。

第16条 事務担当幹事は、幹事会において、幹事より選出する。事務担当幹事は、会計を担当する。

第17条 当番幹事は、幹事会において、幹事より選出する。当番幹事は、学術集会を開催、運営し、定期総会の議長を務める。

第18条 監事は、幹事会において正会員より選出する。

第19条 事務局には事務処理を行なうための職員を置くことができる。

第20条 当番幹事の任期は、前期学術集会終了時より当期学術集会終了までとする。

第21条 会長、副会長、幹事、監事、事務担当幹事の任期は4年とし、再選を妨げないものとする。

第22条 本会の役員の変更は定期総会の時に行う。

第5章 会議・学術集会

第23条 総会は、正会員により構成され、定期総会は原則として年1回の開催とし、会長がこれを招集し、議長は開催時に任期中の当番幹事が務める。

2 本会の事業計画及び収支予算については、幹事会において承認を受け、定期総会に報告しなければならない。

3 本会の事業報告及び決算については、幹事会において承認を受け、定期総会に報告しなければならない。

第24条 幹事会は、年2回の開催とし、会長がこれを招集し、議長を務める。

第25条 幹事会は、幹事の現在数の2分の1以上の出席により成立し、議決は幹事会出席者の過半数の賛成によって成立する。ただし、本会の会則を変更するには、幹事会出席者数の3分の2以上の賛成をもって成立する。

第26条 幹事会は、事前に通知された議題につき委任状をもって意志を表示した者は、当該議題については出席とみなす。

第27条 幹事会の審議事項および議決事項は総会で報告される。

第28条 本会は、年2回の学術集会を開催し、そのうち1回は定期総会を開催する。

第29条 学術集会における筆頭発表者は原則として正会員、名誉会員および臨時会員に限る。

第30条 本会は、学術集会のほかにも必要に応じて、講演会、講習会、展示会等を開催することができる。

第6章 会誌・活動の記録

第31条 本会は、「てんかんをめぐって」を機関誌とし、本会の活動内容はこれに掲載される。学術集

会での発表内容は、可能な限り原著論文として「てんかんをめぐって」に投稿し活動の記録とする。

第 32 条 学術集会のプログラムと抄録集は、日本てんかん学会機関誌「てんかん研究」へ寄稿する。

第 7 章 会計

第 33 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終るものとする。

第 34 条 本会の会計は、事務担当幹事がこれを処理し、監事がこれを監査する。

第 35 条 正会員の会費は、年額 4,000 円とする。

第 36 条 臨時会員の会費は、当該学術集会の参加費のみとする。

2 前項の参加費は 2,000 円とする。

第 37 条 賛助会員の会費は、年額 1 口 50,000 円とする。

第 38 条 学術集会の聴講のみを希望するものは、その旨を事前に本会の事務局まで申し出、当番幹事が承認した場合に参加費を払って非会員として参加できる。

2 前項の参加費は 2,000 円とする。

附 則

1. この会則は平成 29 年 11 月 13 日から施行する。

2. 従来 of 会則は廃止する。

3. 本会の事務局は下記に置く。

〒078-8510 旭川市緑が丘東 2 条 1 丁目 1 番 1 号

旭川医科大学 精神医学講座

4. この会則の改訂は令和元年 9 月 7 日より施行する。